

○質屋営業法等に基づく事務の取扱いに関する訓令

平成 13 年 1 月 17 日
警察本部訓令第 7 号

改正 平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号、平成 22 年 3 月 10 日本部訓令第 7 号、平成 24 年 7 月 6 日本部訓令第 8 号、平成 26 年 3 月 25 日本部訓令第 10 号、平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号、平成 30 年 10 月 30 日本部訓令第 13 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和元年 12 月 13 日本部訓令第 8 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号

質屋営業法等に基づく事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

質屋営業法等に基づく事務の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号。以下「法」という。）、質屋営業法施行規則（昭和 25 年総理府令第 25 号。以下「規則」という。）及び質屋営業法施行細則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 22 号。以下「細則」という。）の規定に基づく質屋営業に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の取扱い)

第 2 条 警察署長は、質屋営業に係る申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）の提出を受けたときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 7 条又は第 37 条の規定により、申請書等が法令に定められた形式上の要件に適合しているかどうかを審査し、又は確認し、適合していないものについては補正を求める等適切な措置をとらなければならない。

2 前項の申請書等の提出を受ける場合において、規則第 2 条第 3 項第 1 号に規定する履歴書の添付があるときは、当該履歴書に、法第 3 条第 1 項に規定する許可の基準に関し警察官が調査することを承諾する旨の記載を得ておくものとする。

3 警察署長は、申請書等の提出を受けたときは、別記様式第 1 号の受付簿に必要事項を記録してその処理結果を明らかにし、当該申請書等を香川県警察の文書管理に関する訓令（平成 14 年香川県警察本部訓令第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する簿冊別に暦年による受付順に編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。この場合において、申請書等その他の関係書類は、別表に定める順序により編さんするものとする。

(許可)

第 3 条 警察署長は、細則第 3 条の質屋許可申請書の提出を受けたときは、別記様式第 2 号の質屋営業許可申請等調査書（以下「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、別記様式第 3 号の質屋営業審査表（以下「審査表」という。）により審査し、香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が定める審査基準（以下「審査基準」という。）に抵触しないときは許可をしなければならない。

2 警察署長は、前項の規定による審査の結果、質屋の許可をしたときは、申請者に通知し、許可証を交付しなければならない。

3 前項の許可証には、上位 5 桁は警察署コード、下位 7 桁は警察署における累年の一連番号による 12 桁の数字の許可証番号を付さなければならない。この場合において、当該一連番号が 7 桁に満たないものについては、上位の桁に「0」を補充して 7 桁として取り扱うものとする。

4 第 2 項の許可証には、公安委員会の公印（香川県公安委員会公印規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 23 号）に規定する警察署長が保管する公安委員会の公印をいう。以下同じ。）を押さなければならない。

(営業内容の変更許可)

第 4 条 前条第 1 項の規定は、細則第 5 条第 1 項の営業内容変更許可申請書の提出を受け

た場合について準用する。

- 2 警察署長は、前項において準用する前条第1項の規定による審査の結果、営業内容の変更を許可したときは、申請者に通知し、許可証を書き換えた上、申請者に交付しなければならない。この場合において、許可証の記載事項を横線で消した上、公安委員会の公印を押して訂正し、又は許可証の異動事項欄に必要な事項を記載した上、公安委員会の公印を押して申請者に交付しなければならない。
- 3 前項の場合において、警察署長は、当該営業内容の変更が他の警察署の管内から営業所を移転したものであるときは、許可証を交付した警察署長が保存する許可台帳及び許可申請書その他関係書類の移送を受けてこれを保存しなければならない。

(許可申請書の取扱い)

第5条 警察署長は、法第2条第1項及び第4条第1項の許可をしたときは、細則第3条の質屋許可申請書又は細則第5条の営業内容変更許可申請書に必要な事項を記載し、当該質屋許可申請書及び営業内容変更許可申請書の写しを香川県警察本部生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に送付しなければならない。

(不許可の上申等)

第6条 警察署長は、第3条第1項（第4条第1項において準用する場合を含む。）の規定による審査の結果、申請者が審査基準に抵触し、又は抵触する疑いがあると認めるときは、許可申請書にその理由を記載した書類を添えて生活安全企画課長を経由して香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に上申しなければならない。

- 2 警察署長は、生活安全企画課長から細則第4条の不許可通知書の送付を受けたときは、当該不許可通知書を申請者に交付して、処分の通知をしなければならない。
- 3 生活安全企画課長は、第1項の規定による上申について許可をすることが相当であると認めるときは、第1項の許可申請書にその理由を記載した書面を添えて上申に係る警察署長に送付して通知するものとする。
- 4 第3条の規定は、前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

(許可台帳)

第7条 許可をした警察署長は、別記様式第4号の質屋営業許可台帳（以下「許可台帳」という。）を作成し、許可証番号順に累年で編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

- 2 警察署長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、前項の許可台帳に、その都度必要な事項を記載しなければならない。
 - (1) 営業内容の変更を許可したとき。
 - (2) 許可証の再交付をしたとき。
 - (3) 許可証の書換えをしたとき。
 - (4) 営業所等の名称の変更があったとき。
 - (5) 管理者の氏名又は住所の変更があったとき。
 - (6) 法人の役員の氏名又は住所の変更があったとき。
 - (7) 長期休業をしたとき、又は営業を再開したとき。
 - (8) 質物の保管設備（質物の保管設備に関する基準（平成4年香川県公安委員会告示第2号）に規定する保管設備をいう。以下同じ。）の変更があったとき。
 - (9) 許可の取消し又は営業の停止を行ったとき。
 - (10) 品触れの配布、保管命令、立入検査を行ったとき。
 - (11) その他許可台帳の記載内容に変更があったとき。

(変更等の届出)

第8条 警察署長は、法第4条第2項若しくは第3項、第8条第3項、第9条、第14条第2項又は規則第9条の規定により細則第5条第2項から第7項まで、第6条第2項又は第7条第2項に規定する変更その他の届出書の提出を受けたときは、届出の内容を確認し、当該届出書に必要な事項を記載した上、当該届出書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

- 2 警察署長は、前項の届出書に係る変更が規則第8条第1項第2号若しくは第3号に掲げる変更又は規則第9条に規定する変更であるときは、審査基準又は質物の保管設備の基準について調査書により調査した上、審査表により審査しなければならない。

(許可証の書換え)

第9条 警察署長は、細則第7条第1項の許可証書換申請書の提出を受けたときは、申請事由を審査し、適当と認めるときは、許可証の記載事項を横線で消した上、公安委員会の公印を押して訂正し、又は許可証の異動事項欄に必要な事項を記載した上、公安委員会の公印を押して申請者に交付しなければならない。

- 2 前項の場合において、警察署長は、当該許可証書換申請書に必要な事項を記載した上、当該許可証書換申請書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

(許可証の再交付)

第10条 警察署長は、細則第7条第3項の許可証再交付申請書の提出を受けたときは、申請事由を審査し、適当と認めるときは、新たな許可証を作成して申請者に交付しなければならない。

- 2 前項の場合において、警察署長は、当該許可証再交付申請書に必要な事項を記載した上、当該許可証再交付申請書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

(許可証の返納)

第11条 警察署長は、法第9条の規定による許可証の返納があったときは、許可証とともに提出を受けた細則第8条の許可証返納理由書に必要な事項を記載した上、当該許可証返納理由書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

(品触れ)

第12条 警察本部長又は警察署長は、法第20条第1項の規定により質屋に対し品触れを発するときは、細則第10条の品触書を交付して行わなければならない。

(差止め)

第13条 警察署長は、法第23条の規定により質屋に対し質物又は流質物として所持する物品の保管を命ずるときは、細則第11条の質物・流質物保管命令書を交付して行わなければならない。

(立入検査)

第14条 警察署長は、法第24条第1項の規定による立入検査について、毎年12月20日までに翌年における立入検査の実施計画を策定し、生活安全企画課長を経由して香川県警察本部生活安全部長（以下「生活安全部長」という。）に送付しなければならない。

- 2 生活安全部長は、前項の実施計画について必要な指導を行うとともに、当該実施計画以外に立入検査の必要があると認めるときは、その実施を指示することができる。

- 3 警察官は、必要があると認めて営業所等に立ち入り、質物、帳簿等の検査をしたときは、その結果を別記様式第5号の立入り報告書により警察署長に報告しなければならない。この場合において、警察本部の警察官にあっては、当該警察官が所属する所属の長を通じて営業所等の所在地を管轄する警察署長に報告するものとする。

(営業停止等)

第15条 警察署長は、法第25条の規定による許可の取消し又は営業の停止に該当する事由があると認めるときは、別記様式第6号の行政処分上申書に関係書類を添えて生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

- 2 前項の場合において、生活安全企画課長は、上申に係る質屋に対し、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第8条の聴聞通知書を交付するときは、警察署長を経由して行うことができる。

- 3 警察署長は、生活安全企画課長から細則第13条の質屋許可取消通知書又は質屋営業停止命令書の送付を受けたときは、当該書面を質屋に交付してこれを執行しなければならない。

- 4 生活安全企画課長は、許可の取消し又は営業の停止命令の執行状況について確認し、その結果を警察本部長に報告しなければならない。

5 許可の取消し又は営業の停止命令を執行した警察署長は、その履行状況を確認し、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

(審査請求等の教示)

第 16 条 申請に対する処分又は質屋に対する不利益処分を書面により行う場合における行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第 1 項又は行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 1 項の規定による教示は、当該書面の余白に記載して行わなければならない。この場合において、行政不服審査法第 82 条第 1 項の規定による教示は、香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成 28 年香川県公安委員会規則第 3 号）第 26 条に規定する教示文を記載して行うものとする。

(他の都道府県公安委員会への通知)

第 17 条 警察署長は、法第 27 条第 1 項の規定により他の都道府県公安委員会に通知する必要がある場合は、関係書類とともに生活安全企画課長に報告しなければならない。

(質契約終了のための手続)

第 18 条 警察署長は、法第 28 条第 3 項第 1 号の規定による質契約を終了させるため必要な行為をする者の承認又は同条第 5 項の規定による質契約を終了させるため必要な行為をする場所の承認の申請書の提出を受けたときは、当該申請書に關係書類を添えて生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

2 警察署長は、生活安全企画課長から前項の承認に係る承認通知書又は不承認通知書の送付を受けたときは、当該通知書を申請者に交付して、その通知をしなければならない。

(受領書)

第 19 条 生活安全企画課長又は警察署長は、申請者又は質屋に対し、公安委員会又は警察署長が発する書面を交付する場合において、必要があると認めるときは、別記様式第 7 号の受領書の例により受領書を徴するものとする。この場合において、申請に対する処分又は不利益処分の書面の交付に係る受領書は、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(手数料)

第 20 条 警察署長は、法第 2 条第 1 項に規定する許可、法第 4 条第 1 項に規定する許可、法第 8 条第 2 項に規定する許可証の書換え及び法第 8 条第 4 項に規定する許可証の再交付に関する事務の手料は、香川県警察関係手数料条例（平成 12 年香川県条例第 4 号）第 3 条に規定する納入方法により徴収し、香川県証紙条例施行規則（昭和 39 年香川県規則第 23 号）及び香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成 12 年香川県警察本部告示第 2 号）の規定により収納しなければならない。

(電算登録原票)

第 21 条 第 5 条、第 8 条第 1 項、第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項又は第 11 条の規定により申請書等の写しの送付を受けた生活安全企画課長は、警察庁情報管理システムによる電算登録を行い、登録終了後、当該申請書等を電算登録原票として保存をしなければならない。

(報告)

第 22 条 警察署長は、毎月の取扱件数を別記様式第 8 号の質屋営業法関係事務取扱報告書により作成し、翌月 10 日までに生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 17 年 11 月 17 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 10 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日本部訓令第 10 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 日本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 30 日本部訓令第 13 号）

この訓令は、平成 30 年 10 月 30 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号）

1 この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和元年 12 月 13 日本部訓令第 8 号）

この訓令は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号）

1 この訓令は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

（別表及び別記様式 省略）